

SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N477
2010・11・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

今こそ、国民の監視の下で検察庁における事件の真相解明と 青法協弁学合同部会
体質改善の実現を

中津川市議会における発声障がいをもつ議員へのいじめ損害賠償請求事件(代読裁判)・・・岡本浩明
原告らの請求をすべて却下、棄却―「国のいいなり」高尾山天狗裁判(新行訴)判決・・・松尾文彦

裁判員裁判の実相 ⑩

□裁判員裁判体験談―裁判官は変わらない..... 岡根竜介
新64期向け法律家4団体合同事務所説明会へぜひご参加を! 本部修習生委員会
「中田直人著作集刊行」のための寄金のお願い 海部幸造

シリーズ 格差・貧困問題 ③

□永住外国人に対する生活保護行政の「画期的判決」と「不当判決」..... 田中利武
新刊旧刊 『御巢鷹山と生きる～日航機墜落事故遺族の25年』..... 加藤 裕



新宿・酉の市

今こそ、国民の監視の下で検察庁における 事件の真相解明と体質改善の実現を

青年法律協会弁護士会合同部会は、二〇一〇年一〇月二日、「検察庁のえん罪作出体質の究明と是正を求める声明」を発表した。周知のとおり、厚生労働省元局長事件（無罪確定）は検察官による証拠物の改ざん事件に発展し、さらには前特捜部長らの犯人隠蔽による起訴に至っている。しかし、本件の本質は、検察官個人の特異な行動と、それを組織的にかばったことに止まるものではない。これまで数多くのえん罪事件において、検察官が無罪を裏付ける証拠を隠蔽したり、あるいは「有罪」証拠をねつ造したと考えられている事案は数多い。まして、検察官が虚偽の自由や参考人調書を強要するという事態は、刑事事件に取り組み弁護士らにとっては、珍しくない事態なのである。こうした検察の「えん罪作出体質」が白日の下に明らかにされたところに本件の意味がある。

本声明は、こうした検察の根深い体質を徹底的に改めさせることを目的としている。この問題が社会的な関心を引きつけている今、国民の監視の下で、ぜひ十分な解明と体質改善を実現したい。

検察庁のえん罪作出体質の究明と是正を求める声明

1 本年九月二日、前田恒彦前大阪地方検察
庁特別捜査部主任検事（以下、肩書きは、行為当

時）が、厚生労働省元局長事件に関し、押収され
た証拠物であるフロッピーディスクを改ざんした

との被疑事実で最高検察庁に逮捕、一〇月二日に
起訴され、一〇月一日には、大坪弘道前大阪地検
特捜部長と佐賀元明同副部長が、前田検事による
上記改ざんを隠蔽したとの被疑事実で、同じく最
高検察庁に逮捕、一〇月二日に起訴された。

2 報道によれば、本件は、特捜部内部の検事
が新聞記者に情報を提供したことにより、九月二
日の朝日新聞の報道を皮切りに広く報道され、
社会に知られることとなった。

しかし、実は起訴から約半年後の本年二月には
すでに地検内部でうわさになっていたとのことだ
であり、その後早い時期に最高検まで報告されてい
たといわれる。しかし、検察内部では起訴自体に
ついては何ら検証されることなく、前田主任検事
の描いた「ストーリー」にしたがって公判が維持さ
れ、六月二三日の論告・求刑公判では村木元局長

に懲役一年六カ月を求刑したのである。

3 こうした検察を始めとする捜査機関による、被疑者・被告人を有罪に陥れるための虚偽証拠の作出・隠滅等については、古くは松川事件における諏訪メモ隠しから、近時の足利事件における取調べ録音テープ隠しや証人への証言変更強制、布川事件における取調べ録音テープの改ざんや証人の調書隠し等、枚挙に暇がない。

とりわけ、事実を積み重ねて事案の真相を解明するという正当な捜査方法をないがしろにし、その描くストーリーに沿った自白を強要するという特捜部の手法は、これまでも多くの批判にさらされてきたところである。

4 厚労省元局長事件における違法捜査の実情は、フロッピーディスクの改ざんに止まらず、えん罪の主要な原因である自白の強要という重大な問題も含んでいる。元局長の有罪の立証に不可欠とされる証人がごとく公判で取調べ段階の供述をくつがえし、取調べの苛酷さを訴えるとともに、元局長の関与を否定する証言をした。

そして、これら証人の検面調書が刑訴法三二条二項二号書面として取調請求されたが、大阪地裁はその多く(四三通のうち三四通)を信用性を欠くとして証拠採用しなかったのである。また、検察官の証人尋問等を通して、最高裁判例により証拠開示の対象とされている取調べメモをすべて検

察官全員が廃棄していることも判明した。検察による組織的なえん罪作りが特捜部を舞台になされていたのである。

5 本件は、こうした検察による組織的なえん罪作出を、社会一般がようやく認知するところとなった事件と言うべきである。

最高検は、本件を証拠隠滅・犯人隠避の事案として処理しようとしているようであるが、本件の本質は、嫌疑がないにもかかわらず無辜の市民を起訴し、組織的に公訴を維持し続けたという「職権濫用」にこそあるのではないか。このえん罪の作出という重大な権力の濫用を生み出す組織的問題こそを、徹底的に究明し是正しなければならぬまい。

6 本件を、個人の問題あるいは本件かぎりの問題と矮小化するべきではないのであって、本件の事実関係、殊に、特捜部、地検、高検、最高検のどこまでが事実を認識し、あるいは、証拠隠滅・犯人隠避に関与していたのか、本件の組織性について、徹底的な事実の究明がなされるべきである。

本件は、最高検により捜査がなされているところであり、その捜査と調査が終了した段階で、最高検はその調査報告を全面的に開示すべきである。もつとも、最高検は本件の当事者ともいえる立場であって、およそ公明正大かつ徹底した事実の究明と全面的な調査結果の開示が期待できるも

のではない。

さらには、上記のとおりこの問題は事態に加わった当事者の刑事処分だけで解決するものではなく、検察組織の抜本的な体質改善が必要である。本件の真相を解明するためには、弁護士その他検察の部外者により構成される第三者機関を設置した上での検証と従前の捜査手法の抜本的見直し、組織改革が必要である。

7 さらに、本件のごとく捜査機関によるえん罪の作出を防ぐためには、取調べの全面可視化と弁護人の取調べへの立会い、捜査機関手持証拠の全面開示、勾留期間の短縮等、被疑者被告人が憲法・刑事訴訟法に則った防衛権を適正に行使できるような制度の改善が不可欠である。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、本件を機に、検察組織全体また刑事手続き全体の改革がなされることを求め、かつ、引き続きこれに尽力する決意を表明する。

二〇一〇年一〇月二日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 鳥海 準

中津川市議会における発声障がいをもつ 議員へのいじめ損害賠償請求事件 — 代読裁判 —

岐阜 岡本 浩明

去る九月二三日、いわゆる代読裁判の一審判決があった。

一 事案および事実経過

原告の小池公夫氏は、中津川市議の一期目途中に下咽頭がんにより声帯を摘出。声帯により発声することができなくなった。その後、二期目の市議選に立候補し当選。小池氏は、議会での発言を、議会事務局職員による代読で行おうと考え、その旨議会に申し入れた。しかし、議会運営委員会（議運）はこれを認めなかった。

認めない理由については、議運は、最初のころは、①治療に専念してほしいというものであった。その後、小池氏および支援者が代読発言を認めるよう求める陳情署名活動をした。すると、議運は、②パソコンによる音声変換装置を使用せよ、と小池氏が使えないパソコンの使用を強制した。

そこで、小池氏は、岐阜県弁護士会の人権擁護委員会に人権救済申立てをし、岐阜県弁護士会は、中津川市議会に対し、小池氏の希望する代読発言を認めるよう勧告した。すると議運は、今度は、③一般質問はパソコン（入力は事務局で行う）、再質問は代読、という方法に従え、とした。

自己の希望を頑として受け入れない議運に業を煮やした小池氏は、二〇〇六年二月一日、全議員に信を問おうと考え、代読発言を求める決議案

を本会議に提出した。しかし、五対二七で否決されたことから、中津川市および反対票を投じた議員個人らを被告として、同月五日に提訴した。そして、任期最後の二〇〇七年の三月議会で代読発言が実現すれば取り下げるという和解を提案したが、被告らは受け入れなかった。

結局、二〇〇七年四月をもって小池氏は議員を引退した。ついに二期目の四年間、一度も一般質問をできずに終了したのである。

二 当事者の主張

原告の小池氏は、障がい者が、障がい補助手段を自ら選択することは人格的生存に不可欠であり、自己決定権によって保障されると、主張してきた。そのほか、表現の自由や参政権、さらには平等権も主張していた。

これに対し、被告らは、原告の発言方法をどのようにに決定するかということは、議会の運営に関する事柄であり、議会の自律権の範囲内であるから司法審査はおよばないとか、パソコンの使用は小池さんの所属党派も含む全会一致で決定した発言方法だ、と主張した。

三 岐阜地裁判決

判決は、一般論では、障がい者の自己決定権を認めながらも、地方議会の自律権を広範に認めた

うえ、参政権侵害があるか否かという観点から、一般質問ができなかった四年間のうち、ほんの二期についてのみ、違法性を認めた。

判決は、「確かに、原告は、表現の自由や自己決定権(障害補助手段を使用する自由や障害補助手段選択の自由を含む)を有するものと解される。しかし、地方議会は、憲法上に定められた地方

公共団体の議事機関であり(憲法九三条一項)、憲法の採用する議会制民主主義の下においては、当該地方公共団体における住民の間に存する多元的な意見及び諸々の利益を、その構成員である地方議会議員の自由な討論を通して調整し、究極的には多数決原理によって統一的な地方自治体の意思を形成すべき役割を担うため、その内部の組織や運営に関する一定の事項について、他の機関等から関与を受けることなく、自律的に決定し、処理する権限(自律権)を有する。そして、議会の運営に関する事項は、議会の内部規律の問題として議会及び議長に委ねられ、議員の議会本会議や各種委員会における発言の方法等もまた、議会の運営に関する事項に含まれると解される。したがって、議会及び議長が議員の議会での発言方法等を制限することによって障害者である議員の表現の自由や自己決定権(障害補助手段を使用する自由や障害補助手段選択の自由を含む)が制限されたとしても、同議員がこの発言方法等の制

限によって障害者である故に議会へ参加する権利(参政権)を害されるなどの特段の事情のない限り、やむをえないものといわなければならない。

そこで、以下、本件訴えを適法とした上で、市議會議員である原告が発声障害者である故に議会へ参加する権利(参政権)を害されたか否かの限度で、本件訴えの当否を判断することとする」

という規範を立てたうえ、当初、治療に専念せよとしていた時期については、発言方法を協議中であつたのだから参政権侵害はないとし、パソコンの使用を求めた時期については、原告はパソコンを使えないので参政権が侵害されていると認定した。その後の一般質問はパソコン、再質問は代読とした時期については、パソコン入力は事務局が行い、パソコンを使えない原告にさほどの負担を強いるものではないとして、参政権侵害はないとした。

四 判決の問題点

議会の広範な自律権を認めた点や、参政権保障という観点でしか捉えなかった点が問題である。確かに参政権は重要であるが、障がいといかなる手段によって補うか、という問題は、議員以前の問題である。一般論で障がい者の自己決定権を認めたならば、具体的あてはめにおいても、まずは原告の代読を選択する権利を自己決定権として保障したうえで、パソコンを押し付けることが合理

的制約といえるのかどうかという点を正面から議論してほしかった。

理屈うんぬんというより、裁判所に、障がい者の権利のあり方についての根本的な理解がなかったという気がしてならない。ただ、それは、この点について裁判所に理解させるような訴訟活動ができなかったという弁護団の反省でもある。

五 障がい者の権利保障は いかにあるべきか

障がい者が補助手段を選択することは、人間としていかに尊厳をもって生きるか、という点と直結している。まさに人格的生存に不可欠の選択なのである。よって、憲法において自己決定権として保障されるのは明らかである。そうであれば、障がい者が社会で生活するにあたり、当該障がい者の意思を尊重し、社会にあるバリアを排除するという観点で考えることは当然である。

障がい者に障がいがあるのではなく、社会こそ障がいがあるのである。

最後に、本当に多くの青法協の会員の方々に代理人に就任していただくとともに、多大なるご支援をいただいた。この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございます。引き続き、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

原告らの請求をすべて却下、棄却

「国のいいなり」高尾山天狗裁判（新行訴）判決

東京 松尾 文彦

高尾山は東京八王子市にあり、千数百種類の植生があり、日本の三大昆虫生息地に数えられる自然の宝庫です。最近、ミシユランの三ツ星（日本の山では富士山と高尾山だけ）によって有名になりました。この高尾山とその二帯の豊かな自然を圏央道工事から守る訴訟は、高尾山の守り神である天狗にちなんで「天狗裁判」と呼ばれています。この天狗裁判のうち、高尾山トンネル工事などに関する事業認定取消・収用裁決取消訴訟の判決が、九月一日、東京地方裁判所民事第二部で言い渡されました。原告らの請求をすべて却下・棄却する不当判決でした。

□裁判所に求められたもの

天狗裁判の判決はこれで五件目です（これまで、裏高尾地域の事業認定取消・収用裁決取消訴訟の第一審、控訴審、上告審と民事差止訴訟の第一審がありました）。今回の判決は、とりわけ次のような状況の下で迎えられました。

第一には、ムダで有害な公共事業に対する国民

的な批判が高まり、昨秋の新政権誕生の際には、実際に中止が宣言される事業が現れたことです。こうした状況のもとで、裁判所には、司法の面からムダで有害な公共事業に対するチェック機能を果たすことが強く求められていました。

第二には、圏央道工事が進行し、現実に被害が生じていることです。隣山である国史跡・八王子城跡と高尾山に挟まれた裏高尾地域にジャンクションが完成しましたが、山間に出現した高架構造

物は異質・異様な圧迫感をもたらし、景観が破壊されています。トンネル工事による水脈破壊と水涸れ、これらにともなう生態系の破壊が懸念されています。裁判所には、こうした被害をしっかりと認めることが求められました。

第三には、事業認定と土地収用の根拠法である土地収用法二〇条の要件である事業の「公益性」をめぐって国の矛盾が露わになっていたことです。

とくに、事業の公益性に関わる指標である費用便益分析（走行時間短縮便益と走行経費減少便益、交通事故減少便益の合計を事業に係る費用で割る）については、審理の中で、算入された便益のうち九割以上が当該事業区間以外のものであり、便益が水増しされているなど疑惑が濃厚になりました。また、自公政権当時には、国土交通大臣が、「（費用便益比）が、一・〇を切れば、それは

もちろんいかなる場合でも取りやめなければなりません」と答弁していましたが、原告らがコンサルタント会社に依頼し分析した結果を踏まえると約〇・三にしかならないことも明らかになりました。

このような状況にも関わらず、国は、費用便益分析に関するデータを開示しようとしませんでした。裁判所には、こうした国の姿勢を、毅然としてチェックすることが求められていました。

□国のいいなり判決

しかし、判決は、こうした役割に完全に背を向けました。

第一に、事業の公益性などの判断は、「専門技術的、政策的な判断を伴うものであって、事業の認定をする行政庁は、このような意味においてその判断に係る裁量権を有する」などと行政の裁量を広く認めた上、国側の言い分そのままに公益性を認定しました。

第二に、原告らの被害については、項目としては、①地下水への影響、②景観への影響、③大気汚染、④騒音、⑤振動、⑥低周波空気振動、⑦オオタカへの影響、⑧裏高尾の生活環境への影響——を取り上げました。しかし、そのすべてについて、「〴〵が発生するおそれがあることを否定するこ

とはできない」というのみでした。その上で、各項目について国側の主張を引いて、「合理性を欠くとはいえない」と繰り返しました。

第三に、公益性（費用便益分析）に関する判断は混乱していました。一方では、費用便益分析の方法についての通達である「平成二五年八月マニュアル」による「費用便益分析の結果である費用便益が一定の数値を下回ることをもって、当該事業が同条三号及び四号の要件に該当しないものであると解すべき法令上の根拠も見当たらない」といながら、他方では、原告らの費用便益分析は同マニュアルに沿っていないから採用できないといったのです。

別の箇所では、国からデータの開示がないにも関わらず、「本件各事業に係る費用便益分析は、平成二五年八月マニュアルに定められた方法に基づいて実施されているものと認められる」と断じるなど、事業の公益性を認めるという結論先にありきの判断というべきものでした。

この判決を「国のいいなり」の見出しで報じた新聞がありました。その通りです。

□運動の今後について

以上のとおり判決は原告の請求を排斥する不当なものでした。しかし、運動全体を見渡すと、原

告団と弁護団は重要な前進を勝ち取ってきたといえます。

一例をあげれば、国土交通省は、二〇一〇年八月一九日付で、「将来交通需要推計の改善について【中間とりまとめ】」を発表しました。この中には、「B/C（費用便益比のこと——引用者注）が一・〇未満の場合は、政策目標評価型事業評価による再評価を実施する」という内容が盛り込まれるとともに、「第三者において再現や検証が可能となるよう、モデルや推計に用いたデータ等を公開」することなどが検討されています。

あくまで「中間とりまとめ」であり、確定したものではありませんし、その全体の内容については検討の余地がありますが、少なくとも、原告団・弁護団が追求してきた問題点は行政自身が無視できないものであることを示しています。

このような契機を活かし、運動と裁判を車の両輪として、取り組みを進めます。引き続きご支援下さい（二〇一〇年二〇月二六日記）。



裁判員裁判体験談〜裁判官は変わらない

京都 岡根 竜介

1 受任の経緯

国選弁護が重なっている時にかぎって、当番で死体遺棄が回ってきた(扶助)。予想通り「殺人」も関係している。裁判員対象事件が回ってきたと思ったら単なる「殺人」ではなく「強盗殺人」だった。複数選任の手続きをして、裁判員裁判に備える。

2 接見

接見を繰り返すが、事件の内容はなかなかまともに出てこない。再逮捕までに何回か会っているのに「強盗」が絡むことがわからなかった。接見をしても、差し入れの依頼がどうだったかの話が

中心で、対処に困る。本人の態度が人に誤解を与えやすいので、そのままの態度が裁判員の前に出たらどうしようかとも悩む。

3 事件の内容

勾留延長され、満期という時に再逮捕、ここまでは予想通りだったが、その時点で始めて被疑罪名が「殺人」ではなく、「強盗殺人」になっていることがわかった。前刑(強盗)の仮釈中に同じような手口で再度犯行を繰り返したことになる。

口論の末、被害者を椅子に括りつけ、キャッシュカードの番号を聞き出し(ここまでは外形的には前科と同じ流れ)、挙げ句、ボーチの紐で首を絞めて殺害した。その後、死体をビニールやカーペットなどでぐるぐる巻きにし、押し入れに入れ、目

張りをしたりして、犯行の発覚を防いでいた。

4 公判前整理

この手続きの間に、余罪捜査のため、身柄が兵庫に移される。その間接見もできないので、公判前整理手続は延期され、追起訴完了、事件の移送がなされてから再開した。当時は、裁判所が併合をためらっていた時期だと思うが、全部の事件が併合された。

弁護人としての公判前での獲得目標は、死刑求刑をさせないことと、遺体の写真を徹底的に排除することであった。当然明言はなかったが、手続き外でのやりとりの中で事実上「死刑求刑なし」ということで内心ほっとした。

写真については、検察官もかなり絞ったが、そ

裁判員裁判の実相

10

選任手続きでは、弁護人からは、理由なし不選任は行使しなかった。検察官の方は、ちよつと問題があるなという人をみな不選任にしていたような印象だった。それよりも、辞退が意外と簡単に認められるのには不思議な感じを受けた。

5 裁判員選任手続き

選任手続きでは、弁護人からは、理由なし不選任は行使しなかった。検察官の方は、ちよつと問題があるなという人をみな不選任にしていたような印象だった。それよりも、辞退が意外と簡単に認められるのには不思議な感じを受けた。

それでも不同意にした。しかし、最後は「物」として請求を維持した。裁判所はあつさり採用、裁判員の負担軽減をことあるごとに強調する割に、内心への影響への配慮が欠けているのではないか(ただ、死体遺棄で、遺体の写真もないというのはあまりないと思う)。

6 公判

裁判長の裁判員に対する無罪推定原則などの説明は、十分とは言えないような説明に終わっていた。とりわけ否認事件であれば、この点は何らかの対処が必要であろう。

最初は、弁護人の冒頭陳述を除けば、これまでの裁判と変わらないような展開が続く。事件の時間の流れにしたがった進め方をしていたので、強盗殺人のところで被告人質問が入る。調書との食い違いも一通り聞き、調書の情報は大半が被告人質問で満たされていた(はずである)。

ところが、被告人質問も終わったところで、休廷に入ったところ(裁判員は退廷した後)、裁判長が検察官席に近寄りなにやら話をしている。「朗読したら何分かかるか」というようなこと、要するに、採否留保していた強盗殺人に関する乙号証を証拠として採用する段取りをひそひそ話をしていたのだ。

開廷後、弁護人の意見を聞くこともなく(検察官の意見も聞いていない)、突然裁判長が、「乙二号証を採用します」ときた。異議もあつさり蹴られ、すぐに朗読。裁判官には、調書裁判を変えようというつもりはまったくないらしい。旧態依然とした態度は変わらない。それより手続きとして

裁判員制度に関する情報提供のお願い

裁判員制度の体験については、すでに「裁判員制度に関する実態調査」のお願いをしているところです(本紙No461<2009.7.25>)。引き続き「裁判員制度に関する実態調査」へのご回答をお願いするとともに、第1報として、会員の皆さまが体験された事例について、罪名・時

期・裁判所名・判決内容・お名前・ご連絡先など、最小限の情報だけでも弁学会同部会あてにFAX (03-5366-1141) またはE-mail (bengaku@seihokyo.jp) でお知らせ下さるようお願いいたします。

折り返し、お問い合わせをさせていただきたいと思います。

適法なのかという疑問が残った。

弁論では、鳥取での例もあったので、本件では死刑は選択肢に入らないことに触れてから、尊い命が奪われたことそれ自体は悪い情状にはならないことを説明し、他の情状事実についても、なぜその事情が有利な事情になるのかについての説明に時間を割いた。具体的な犯罪内容としては、計画性がないことを強調するしかなかったのはつらかった。

被告人が「自分を死刑にしてくれ」と発言していたことをとらえ、検察官から「まったく反省していない無責任で開き直った態度」などといわれたので、悔やんでいることをそのようにしか表現できなかったことを訴えたが、判決ではこの点の

弁護側の主張は無視された。

求刑どおり判決は無期懲役だった。

7 感想

とにかく疲れる。連日開廷はかなりしんどい。体力というよりも、精神的に厳しい。評議の時間なども、他の事件はほとんど手に付かない状態だった。これを単独でこなすのは極めて困難と思われる。

初めての裁判員裁判を経験して、あらためて見返してみると、自白事件ということもあるが、正直なところ刑事裁判はこれまでといったい何が変わったんだろう？という印象を受ける。もちろ

ん、公判前整理手続や連日開廷など、「手段」は様変わりした。そのため、準備が大変になるなどの変化はある。この変化は、非常に大きい。

しかし、変わらない調書偏重、タイムスケジュール通りの進行への強度のこだわり、裁判員の負担軽減への加重な配慮など、刑事法廷が被告人の利益を尊重する場ではなくなっていることには何の変化も感じられない。市民参加の意義が活きてこないのではないか。

だからこそ、一般市民が刑事法廷に関わるという利点を被告人の観点から活かせるような制度にしていくために、三年後の見直しに向けた議論を活発にする必要があると感じた。

青法協会員所属の法律事務所のみなさま

新六四期向け

法律家四団体合同事務所説明会へ

ぜひご参加を！

本部修習生委員会委員長 笹山 尚人

二月二日(土)、午後一時から、東京・四ツ谷駅から徒歩二分、主婦会館プラザエフにて、新六四期司法修習生を対象とした自由法曹団・日本民主法律家協会・日本労働弁護団・青法協弁学会合同部の法律家四団体による合同事務所説明会を開催いたします。

新六四期は、二〇一〇年二月下旬から一年間の司法修習を行い、二〇一二年二月登録予定の期です。青法協法科大学院生部会会員が多数合格しており、すでに青法協新六四期修習生部会準備会が

発足しています。

この期の方々は、司法修習費用の給費制の存続を求めるビギナーズ・ネットの活動を中心に担っており、修習前に世論・政治を動かす運動を展開しているエネルギーな若者たちです。そのような彼らと、一つでも多くの事務所の先生方とが出会える場になればと思います。

全国の会員所属の事務所におかれましては、極力ご参加下さるようお願いいたします。

なお、都合により参加できない遠方の事務所でも、ぜひ新人をという事務所につきましては、メールまたはFAXにて、詳しい募集要項(事務所名、採用担当者、連絡先、採用予定人数、勤務条件、事務所の特色等)を送付下さい。当日参加した修習生に紹介致します。

また、二〇一〇年三月に別途開催しました地方事務所限定の説明会ですが、二〇一一年の開催は予定しておりません。というのも、今般の修習生は、都市部での就職難を反映して、都市部か地方かにこだわらない人が多くなっており、あえて地方向けの説明会を別途開催する必要がなく、一度にまとめて開催するのが合理的ではないかという判断からです。この点につき、地方向けの事務所説明会も開催してほしいという意見がありましたら、検討しますので、メールもしくはFAXに

てお寄せ下さい。

参加される事務所は、事務所名・参加者名をご記入の上、下記宛先までFAXまたはメールで二月五日までにご連絡下さい。

弁護士・今泉義竜(東京法律事務所)

電話 03-3355-0611

FAX 03-3357-5742

メール imaizumi@tokyolaw.gr.jp

参加要領

○とき 二月二日(土)

一二時三〇分 開場

一三時 学習会

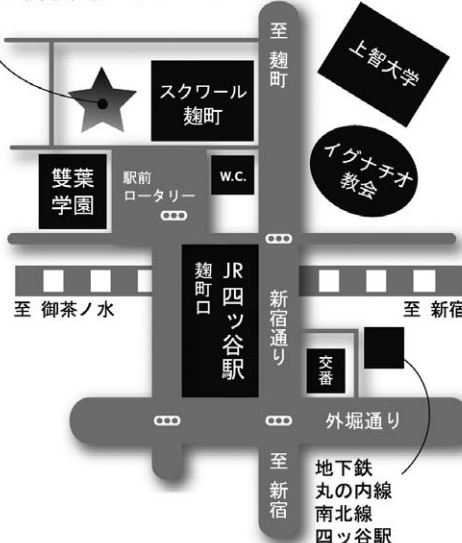
新六四期司法修習生を対象にした学習会で、日産事務系派遣切り訴訟について行う予定です(講師・大山勇一弁護士)

一四時 事務所説明会

参加事務所はこの時間までにお越し下さい。

一七時三〇分 懇親会

JR四ツ谷駅 麹町口前
主婦会館プラザエフ



○ところ 東京・四ツ谷 主婦会館プラザエフ

〒102-0085 東京都千代田区六番町一五番地

TEL 03-3365-1821

○参加費

事務所説明会 弁護士二人につき二万円

懇親会

弁護士二人につき五千元

『中田直人著作集刊行』のための 寄金のお願ひ

東京 海部 幸造



日本民主法律家協会の理事長であつた弁護士の中田直人先生が二〇〇九年二月三日、享年七八歳で亡くなつてから、はや一年余が過ぎました。

中田先生は、松川事件、メーデー事件、佐賀県・東京都・和歌山県教組事件、三菱樹脂高野事件、千代田丸事件、狭山事件など多くの刑事事件に関わつたほか、茨城大学教授、関東学院大学教授を務められました。退職後も、水戸での弁護士活動が続けながら、茨城県知事選に立候補するなど、最後まで民主的法律家としての精神と弁護士魂を失わず、亡くなつたときも日本民主法律家協会の理事長でした。中田先生には残された論文、雑誌、新聞などに寄稿した文章も多く、いまなお光を失つていません。

私たちはこの中田先生の業績を後世に残そう

と、中田先生の論文集の出版を計画しました。そこで、下記の方々に呼びかけ人となつていただき、「中田直人著作集刊行委員会」を結成するとともに、出版計画を進めてまいりました。幸い、中田先生が顧問をしておられた新日本出版社が出版を引き受けてくださることになり、二〇二年初めには出版できる見込みとなりました。

内容は、概ね次のように予定しています。

第1部 裁判闘争における基本的人権の擁護

(メーデー事件／松川事件／狭山事件等)

第2部 刑事司法制度に対する批判的考察

(公安警察活動に対する批判的考察／司法制度に対する批判的考察とその原点)

そこで、中田直人著作集『民主主義刑事法学の理論と闘い』(仮題)の出版を成功させるために、

皆さまからのご厚志をお寄せいただきたく、「寄金」のお願いをさせていただく次第です。

どうぞ、よろしくお願ひ申しあげます。

1 ご協力いただける方は、下記の郵便振込口座にお振り込みいただければ幸いです。

●郵便口座…00180071330270

●口座名…中田直人著作集刊行委員会

2 寄金は一口三〇〇〇円とさせていただきますが、できれば二口以上お願ひしたいと思います。二口以上寄金をいただいた方には、著作集を贈呈させていただきます。

■「中田直人著作集刊行委員会」呼びかけ人

(五〇音順)

足立昌勝／新井章／池田真規／石川元也／内田博文／小田成光／海部幸造／菊池紘／久保田穰／桜井昌司／島田修／田村武夫／内藤功／中山研一／橋本紀徳／広渡清吾／村井敏邦／柳沢明夫／谷萩陽一／山田善二郎

■連絡先

「中田直人著作集刊行委員会」事務局

日本民主法律家協会内

〒160-0022 東京都新宿区新宿一の一四の四

AMビル2階

TEL…〇三・五三六七・五四三〇

FAX…〇三・五三六七・五四三二

永住外国人に対する生活保護行政の

「画期的判決」と「不当判決」

大分 田中 利武

一 永住資格を有する外国人（中国籍）の生活保護申請に関し、「画期的な判決」と「極めて不当な判決」の二つを受けたので報告する。

まず、生活保護法の外国人に対する適用関係を簡単に整理しておく。生活保護法は、生活保護の申請権者は「国民」と規定している。外国人に對しては、昭和二十九年に出された通達以降、生活保護法を「準用」という形で保護が実施され、現在にいたっている。

政府は、難民条約締結にあたり、社会保障関連法規について外国人にも適用される法改正を行ったが、生活保護法については、外国人に對しても日本人と同様の措置をとっており、条約の義務は満たしているとの見解を示し（国会答弁）、同法は改正されていない。

二 原告は、昭和七年に日本国内で生まれた中国籍の外国人で、永住者の在留資格を有している。

原告は、平成一八年四月、原告の義弟から虐待を受け社会的入院をしたが、医療費などを支払えないとして生活保護の申請をした。大分市は、原告やその夫名義の各預金があることを理由に申請を却下したため、原告は大分県知事に審査請求をした。大分県は、生活保護が法律上の権利として保障されていない外国人である原告に対する保護の決定は行政不服審査法上の「処分」に該当しないことを理由に、審査請求を「却下」（門前払い）する旨の裁決をした。

そこで、原告は、審査請求を却下する旨の裁決を取り消すことを求める取消訴訟（第一事件）およ

び生活保護決定の義務付けなどを求める義務付訴訟を提起した（第二事件）。

三 第一事件において原告は、①永住者の資格を有する外国人には憲法・国際人権規約・人種差別撤廃条約などにより生存権が保障されるので生活保護受給権があり、本件却下決定には処分性がある、②外国人に生活保護受給権がないとしても、本件却下決定は生活保護法の解釈に基づいてされた決定である以上、処分性が認められる、③行政不服審査法にいう「国民」には外国人も含まれるとして、本件審査請求は行政不服審査法上の要件を満たしてなされた適法なものである、と主張した。

これに對し大分地裁は、平成二二年九月三〇日、

「本件申請は……生活保護法所定の保護を求める趣旨の申請である(から)……本件却下決定は、同法二四条に基づき、原告の同法による保護を否定する旨の決定にほかならないから、これが同法六四条及び行政不服審査法四条一項にいう『処分』に当たるとは明らかである」「簡易迅速な手続で権利利益の救済を図るとともに行政の適正な運営を確保しようとする行政不服審査法の目的(一条一項)に照らせば、およそ外国人には同法の適用の余地はないと解すべき合理的な理由は見出し難い」として原告の請求を認容した。

被告大分県は、控訴を断念し前記判決は確定した。これにより、外国人の生活保護申請を認めない処分に対し、審査請求すら認めず門前払いする昭和二十九年来の取り扱いの変更されるにいった。

四

第二事件における原告の請求は、前記のとおり保護開始の義務付け請求のほか、公法上の当事者訴訟としての給付請求(保護をせよ)および公法上の当事者訴訟としての確認請求(保護を受ける地位にあることの確認)の三本立てとした。

義務付け訴訟だけでなく、当事者訴訟を提起し

たのは、外国人に対する生活保護法の「準用」措置について「処分性」が認められなかった場合に備えたものである。

したがって、原告は、前記①のとおり永住資格を有する外国人には条約・憲法に照らし生活保護受給権が認められるという主張に加えて、②外国人に対する生活保護の実施が通達に基づく措置であり処分性がないとしても、通達に基づく「請求権」が認められ、公法上の当事者訴訟の提起が可能である、③被告は、通達に基づいて広く外国人に対し保護を実施してきた以上、その通達に自己拘束され、通達に定められた要件を満たす場合には、保護を実施することを義務づけられるとの主張を展開した。

これに対し大分地裁は、平成三年二〇月二八日、「外国人に対する生存権の保障の責任は、第一次的にはその者の属する国家が負うべきである……生活保護法の適用を永住資格を有する外国人に認めないことが、著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用とみざるを得ないような立法措置であるとははいえない」「外国人である原告に生活保護法の適用はなく、同法に基づく生活保護受給権は認められないから、原告が外国人であることを理由として却下した本件却下処分には誤りはない」「行政措置……の処分性についてみると、本件却下処分は……行政庁が発した本件通知(昭和

二九年通達)を根拠とした行政措置を求める申請に対してなされたものであって、法を根拠とするものではない……から処分性は認められない」「本件通知による生活保護の実施の法的性質は……贈与であるから、贈与の申し込みの意思表示にあたる保護申請に対し、贈与の承諾に当たる保護開始決定がなされて初めて贈与契約が成立し、原告に生活保護受給権が発生するところ、本件においては……贈与の拒絶に当たる申請却下がなされたものであるから……原告に生活保護受給権は発生していない」と判決して、原告の請求をことごとく退けた。

五

第二事件の判決は、永住外国人の生活保護受給権を否定した点で極めて不当である。そればかりか、広く国民と平等に実施されてきたはずの外国人に対する生活保護の支給は「贈与」であると認定し、外国人に対する保護の実施は国家のまつたくの「恩恵」であることを明言した点で、弁護団としては「非人道的判決」と評価している。控訴の上、徹底的に争う所存である。

なお、第一事件判決確定後、厚生労働省は外国人の生活保護についての審査請求について、今後外国人であることを理由に「棄却せよ」との通達をだしており、なお、その根本的姿勢を改めるにはいたっていない。

シリーズ

格差 貧困 問題 33

「8・12連絡会」事務局長 美谷島邦子

「御巢鷹山と生きる」

——日航機墜落事故遺族の25年——

沖繩 加藤 裕

一 九八五年八月二日、当時大学生の僕は、夏休みの帰省中だった。夕刻、テレビで、

日航機が消息を絶つ、とのニュース速報が流れる



のを見て、とんでもないことが起こっている、と機体が発見される朝までずっとテレビにしがみついていた。

それから二五年、日航機墜落の事故原因とされる圧力隔壁破壊説にはいまだに謎が残り、僕が関わっている乗員組合のパイロットたちもこのような原因の説明には疑問をなげかけている。また、事故後一〇余年を経て発表された山崎豊子の「沈まぬ太陽」でも、遺族係となった日航社員の恩地元を通じて事故の悲惨さを改めて知らされた、記憶に残る事故だった。

このたび、梓澤和幸先生から、「八・一二連絡会」事務局長である美谷島邦子さんの著書をお送りいただき、日航機事故をめぐるこれまでにすることが思い返された。

美谷島さんの書は、事故の一報から小学生の息子さんの遺体確認までの描写から始まる。冒頭からその残酷さに涙をおさえきれないが、同時に他の遺族や救援にかけつけた人との交流の中に暖かみを感じられる。読み進むとよくわかるのだが、それは美谷島さんがいつでも徹底的に人々の思いに寄り添おうとしているからだ。

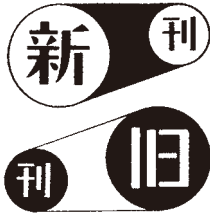
「八・一二連絡会」は、事件事故の被害者運動の先駆的な取り組みを行ってきており、事故調での原因究明や被害補償がひとまず終わっても二五年の長きにわたって続いている。連絡会は、遺族同士の絆を傷つけかねない賠償問題はあえて取り上げず、遺族相互の交流と事故原因究明・空の安全を目的として設立された。「事故を忘れない」という遺族と、「絶対に忘れない」という遺族の思いを一つひとつ大切にし、励ましあってきた活動は、近時やっと重視されてきた被害者支援のさきがけになるものである。

被害者の思いは、長い間をかけていろいろな変化が生じてくるのであり、じつくりと向き合っていかなければならない。連絡会の二五年はそのためにあった。だからこそ、事件を風化させるのではなく、空、そしてすべての公共交通機関の安全に向けた取り組みが現在まで続けられているのだ。

本

書では、アメリカの国家運輸安全委員会（NTSB）が、独立機関として設置されており、また、航空災害家族支援法などの被害者支援のシステムが確立していることを紹介している。これに対して日本では、八・二二連絡会に始まる被害者の運動によって、事故原因究明機関が、事故当時の航空事故調査委員会から現在の運輸安全委員会へと機能強化されたが、政府の取り組みはまだ十分ではない。

いまだ事故での被害者支援が確立しておらず、美谷島さんはこれまでの体験から、何が必要かをあらためて提言している。また、事故原因究明についても、刑事責任追及と併行してなされることによる限界もまだ克服



さらではない。

されている。

本

書では連絡会顧問となった梓澤先生たちの活動の一端も紹介されている。連絡会の集いに毎回参加し、刑事告訴をはじめとした支援に取り組む姿は、被害者とともに歩む弁護士として、事件事故の被害者支援をするときにどのように取り組むべきかということ、また社会の仕組みを変えていくために専門家として求められる課題



▼四年前に買ったモバイルノートがものすごく遅くなってしまった。不要なレジストリを削除すればまだ使えるかもしれないと思い、ソフトを探すと○○公

認とか五つ星を獲得などの表示がある良さそうなのが見つかった。▼有料の海外のソフトだったので、カードで決済して購入し、レジストリの最適化を実行した。ところが、実行後にPCがおかしくなり、立ち上がるがすぐに電源が落ち、少し動いてもまた落ちるという状態になってしまった。動きは遅いままである。▼おかしいと思ってソフト名「R**

が多く残されていることを教えてくれる。被害者の立場に寄り添うという原点の大切さ、重さを、言葉だけでなく心の底から受け止めることが、私たち法律家にも求められている（新潮社 定価：一四〇〇円＋税）。

B**と「評判」のキーワードで検索すると、インチキソフト、要求しても返金されない、などの書き込みがたくさん出てきた。▼慌てて、そのソフトのサイトを見直すとカードから自動引き落としで毎年更新されると書かれていたので、更新しない手続きをとり、チームのメールを二通出して返金を求めた。▼念のため、クレジットカード会社に電話をして、支払いを止めようとしたがこれは駄目であった。結局、新しいモバイルPCを購入した。▼なお、返金は未だされていない。ソフトを買う前には評判をチェックしましょう。

（高木宏行）